

タイの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

タイ王国（以下「タイ」という）は、インドシナ半島の中央部に位置する、人口約 7000 万人の立憲君主制国家である。首都はバンコク、公用語はタイ語、法定通貨はバーツである²。

タイは、他の多くのアジア諸国と異なり、西欧列強により植民地支配されることなく、現在まで独立を維持してきた。近年、政変と軍によるクーデターが相次いで発生し、反体制派への弾圧も恒常的に行われており、政情は不安定な状況が続いている。例えば、2014 年の軍事クーデターの後、軍部は戒厳令を発令し、憲法の停止、人権の一時的制限が行われた。陸軍総司令官プラユットが議長を務める国家平和秩序維持評議会による軍政が敷かれた後、プラユットは、国王の支持を得て、首相に就任した。軍政による新憲法制定作業の結果、2017 年 4 月、国王の権限が強化された新憲法が施行された。2020 年には、プラユット政権への退陣要求とともに、王室の改革要求を主張する大規模デモが行われたが、治安当局により鎮圧された。

タイは、歴史的に欧米諸国による植民地支配を受けなかったため、他の多くのアジア諸国のように宗主国の法制度の影響を強く受けるということにはなかったが、欧米列強との不平等条約の改正のため、法制度の近代化を図る必要があり、英国³、ベルギー、フランス、日本⁴等の法律家を法律顧問として招聘して、基本的な法制度を構築した。タイの法制度は、民商法典、刑法典、民事訴訟法典、刑事訴訟法典の四大法典を中心とする成文法を法体系の中心に置く「大陸法系」に属するものの、英国法の影響も残されており、第二次世界大戦後は米国法の影響も受ける等したため、混合法的なものとなっている。

タイの現行法体系は、憲法、法律、緊急勅令、命令、地方自治体の条例、革命政府の布

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるタイの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）200～201 頁、②外務省ウェブページ「タイ 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html>）等を参照した。

³ タイでは、当初、英国の法制度を参考に、証拠法、暫定刑事手続法及び暫定民事手続法が制定された。

⁴ 日本からタイに渡り、タイの法典編纂等に携わった人物としては、政尾藤吉が挙げられる。詳しくは、飯田順三著「タイ法の発展と政尾藤吉」（『ジュリスト No.1121』（有斐閣、1997 年）所収）102 頁を参照されたい。

告等から構成される。緊急勅令は、国家・公共の安全等の緊急の必要がある場合に、政府が国王の名の下に制定する命令であり、法律と同様の効力を有するものである。革命政府の布告は、クーデターの後、憲法が停止・廃止され、立法機関が存在しない状況において、国家平和秩序維持評議会等により発布されるものである。また、裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

製造業を中心とする多くの日本企業が、タイ企業との貿易を行い、またタイに対する投資を行ってきたことから、タイは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。タイは、急速な発展を続ける東南アジア諸国の中でもとくに高い経済成長率を維持しており、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなタイの重要性に鑑みると、タイの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、タイの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

政変やクーデターが相次いで発生するタイでは、これまで、いくつもの憲法が制定されてきた。例えば、1997年憲法⁵、2007年憲法⁶等が挙げられる。タイでは、クーデターが発生すると、①その当時の憲法が停止・廃止され、②とりあえず暫定憲法が制定され、③新政権の下で新しい正式な憲法が制定される、ということが繰り返し行われてきた。近年は、タクシン派（民衆の多数の支持を獲得し、選挙に強い）と反タクシン派（軍部・官僚等を含む王党派）との対立という図式で、激しい政治的攻防が繰り返されてきた。

現行のタイ憲法は、2014年のクーデターにより政権を握った反タクシン派が中心となつて、2017年に制定されたものである（2017年4月6日施行）。

全279条からなる現行のタイ憲法の体系は、表1のとおりである⁷。

表1：タイ憲法の体系

前文		
第1章 総則		第1条～第5条

⁵ 1997年憲法の日本語訳は、萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）1007～1073頁に掲載されている（東條喜代子訳）。

⁶ 2007年憲法の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている（ジェトロ・バンコクセンター編）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2007.pdf

⁷ 本稿におけるタイ憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。残念ながら、2017年憲法の日本語訳は見当たらなかった。

https://www.constituteproject.org/constitution/Thailand_2017.pdf

第2章 国王		第6条～第24条
第3章 タイ人民の権利及び自由		第25条～第49条
第4章 タイ人民の義務		第50条
第5章 国家の義務		第51条～第63条
第6章 国家政策の指示原理		第64条～第78条
第7章 国会	第1節 総則	第79条～第82条
	第2節 下院	第83条～第106条
	第3節 上院	第107条～第113条
	第4節 両院に適用される規定	第114条～第155条
	第5節 国会の合同会議	第156条～第157条
第8章 内閣		第158条～第183条
第9章 利益相反		第184条～第187条
第10章 裁判所	第1節 総則	第188条～第193条
	第2節 司法裁判所	第194条～第196条
	第3節 行政裁判所	第197条～第198条
	第4節 軍事裁判所	第199条
第11章 憲法裁判所		第200条～第214条
第12章 独立機関	第1節 総則	第215条～第221条
	第2節 選挙委員会	第222条～第227条
	第3節 オンブズマン	第228条～第231条
	第4節 国家反汚職委員会	第232条～第237条
	第5節 国家監査委員会	第238条～第245条
	第6節 国家人権委員会	第246条～第247条
第13章 検察庁		第248条
第14章 地方行政		第249条～第254条
第15章 憲法改正		第255条～第256条
第16章 国家改革		第257条～第261条
経過規定		第262条～第279条

2 統治機構

(1) 国王

タイの国王は、国家元首であり、軍の最高司令官でもある。国王は、首相任命権等、非常に広範な権限を有する。但し、実際上は、国家平和秩序評議会の議長が実権を握っている。

るといえる。

タイの国王⁸は、従来、象徴的な存在であったが、政治的混乱が発生した際には国王の仲裁・介入により解決されてきた。このように、タイの国王の影響力は極めて大きなものであったところ、2017年憲法は、国王の権限をさらに大幅に強化した。例えば、2017年憲法の下では、国王は、摂政を置くことなく、タイを出国することができることとなった。

(2) 立法府

タイの立法府たる国会は、下院と上院からなる二院制を採用している。下院（人民代表院）は500名、上院（元老院）は200名の議員により構成される。下院議員の任期は4年、上院議員の任期は5年である。下院議員は、従来から選挙により選出されている。上院議員は、選挙を経ることなく国王により任命されていたこともあったが、2017年憲法により、国王の任命制は廃止され、各グループ（行政、司法、農民、産業、公衆衛生、女性、高齢者・障害者等の20のグループ）から互選によって選出されるという制度となった。具体的には、①郡レベルで、グループ毎に行われる候補者への投票、②県レベルで、各郡で選出された候補者へのグループ毎の投票による絞り込み、③全国レベルで、各県で選出された候補者へのグループ毎の投票により、各グループで10人ずつ、合計200人が選出される。但し、2017年憲法の経過規定により、憲法施行後5年間は、上記の選出手続によらず、実質的に国家平和秩序維持評議会が上院議員の任命に強い影響を及ぼすものとなっている⁹。

(3) 行政府

タイにおける行政府の長は、首相である。首相の任期は、連続しているか否かに関わらず、最長8年である。

従来、首相は下院議員の中から選出されるものとされていたが、2017年憲法により、当該制限は撤廃された。また、首相は下院で選出されるが、2017年憲法の経過規定により、憲法施行後5年間は、首相の選出は、国会の合同会議によるものとされ、政党が提出した名簿から首相を選出できない場合、非民選の首相を指名できることとされた。

(4) 司法府

タイの裁判所には、憲法裁判所、司法裁判所、行政裁判所及び軍事裁判所がある。

憲法裁判所は、9名の裁判官により構成される。憲法裁判所による審理は1回限りである。憲法裁判所の権限としては、①法律案の意見審査、②緊急勅令の違法性の審査、③条約締結の適法性の審査、④議員資格の判断等が挙げられる。憲法裁判所の影響力は非常に大き

⁸ 2016年10月13日、タイ国民の間で人気が高かったプミポン国王（ラーマ9世）が崩御した。そして、2016年12月1日、ワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）が即位した。

⁹ 今泉慎也著「(2019年タイ総選挙) 2017年憲法の議会・選挙制度からの検討」(2019年)
https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2019/ISQ201920_004.html

いものがある。例えば、2014年2月に実施された選挙を無効であるとして、インラック政権を転覆させる等、「司法クーデター」と呼ばれる状況を作り出した。

司法裁判所としては、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所がある。第一審裁判所には、通常裁判所と各種の専門裁判所（労働裁判所、租税裁判所、知的財産・国際取引裁判所、破産裁判所、少年・家庭裁判所）がある。

3 人権

タイ憲法の「第3章 タイ人民の権利及び自由」等には、人権カタログが規定されている。しかし、タイでは、国王や政府を批判するような言動を行った者は厳しく弾圧される等、人権保障の程度は低い状況にある。タイ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①タイ人民の権利・自由は、国家の安全、公共の秩序又は善良な道徳を害さない範囲で、且つ他者の権利・自由を侵害しない範囲で、また、憲法又は法律で禁止・制限されていない限り、保証されることが規定されている（25条1項）。
- ②表現の自由、言論の自由、報道の自由等は、国家の安全の維持、他者の権利・自由の保護、公共の秩序又は善良な道徳の保護、又は公衆衛生といった目的のためには、制限されることが規定されている（34条1項）。また、学問の自由は、タイ人民の義務又は善良な道徳に反してはならないことが規定されている（34条2項）。
- ③新聞その他のマスメディアの所有者は、タイ国民でなければならないことが規定されている（35条4項）。
- ④情報アクセス権について明文で規定されている（41条）。
- ⑤結社の自由は、公共の秩序又は善良な道徳の保護、障壁や独占の防止といった目的のためには、制限されることが規定されている（42条）。
- ⑥消費者保護について明文で規定されている（46条）。
- ⑦国王を国家元首とする民主主義体制の破壊をしてはならないことが規定されている（49条）。国王を国家元首とする民主主義体制を擁護すべきことが、タイ人民の義務とされている（50条1号）。
- ⑧徴兵制について明文で規定されている（50条5号）。

III 民商法

1 民商法典

タイでは、ドイツ法、フランス法、日本法等の影響を受けて、「民商法典」が制定されている。タイの民商法典の施行日は、「仏歴 2468 年」¹⁰（西暦 1925 年）であった（その後、

¹⁰ タイ、ラオス及びカンボジアでは、釈迦が入滅した年の翌年（西暦紀元前 543 年）が入滅紀元元年とされる。他方、ミャンマー及びスリランカでは、釈迦が入滅した年（西暦紀元前 543 年）が入滅紀元元年とされる。

第 5 巻及び第 6 巻の追加等が行われた)。

全 1755 条から構成される民商法典の主な体系は、表 2 のとおりである¹¹。

表 2 : タイ民商法典の体系

第 1 巻 総則		第 1 条～第 3 条
	第 1 編 通則	第 4 条～第 14 条
	第 2 編 人	第 15 条～第 136 条
	第 3 編 物	第 137 条～第 148 条
	第 4 編 法律行為	第 149 条～第 193 条
	第 5 編 期間	第 193-1 条～第 193-8 条
	第 6 編 時効	第 193-9 条～第 193-35 条
第 2 巻 債権	第 1 編 総則	第 194 条～第 353 条
	第 2 編 契約	第 354 条～第 394 条
	第 3 編 事務管理	第 395 条～第 405 条
	第 4 編 不当利得	第 406 条～第 419 条
	第 5 編 不法行為	第 420 条～第 452 条
第 3 巻 各種契約	第 1 編 売買	第 453 条～第 517 条
	第 2 編 交換	第 518 条～第 520 条
	第 3 編 贈与	第 521 条～第 536 条
	第 4 編 賃貸借	第 537 条～第 571 条
	第 5 編 賃貸借売買	第 572 条～第 574 条
	第 6 編 雇用	第 575 条～第 586 条
	第 7 編 請負	第 587 条～第 607 条
	第 8 編 運送受託	第 608 条～第 639 条
	第 9 編 貸借	第 640 条～第 656 条
	第 10 編 寄託	第 657 条～第 697 条
	第 11 編 保証	第 680 条～第 701 条

元前 544 年) が入滅紀元元年とされる (池田崇志著「タイにおける法的支援のニーズ調査【改訂版】」16 頁)。

<http://www.moj.go.jp/content/001279302.pdf>

¹¹ 本稿におけるタイ民商法典の日本語訳は、ジェトロ・バンコクセンターの日本語訳を主に参照した (ウェブページの URL は、以下のとおり)。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_01_8.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_01_9.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_02_0.pdf

	第 12 編 抵当権	第 702 条～第 746 条
	第 13 編 質	第 747 条～第 769 条
	第 14 編 倉庫保管	第 770 条～第 796 条
	第 15 編 代理人	第 797 条～第 844 条
	第 16 編 仲立人	第 845 条～第 849 条
	第 17 編 和解	第 850 条～第 852 条
	第 18 編 賭博	第 853 条～第 855 条
	第 19 編 当座勘定	第 856 条～第 860 条
	第 20 編 保険	第 861 条～第 897 条
	第 21 編 手形	第 898 条～第 1011 条
	第 22 編 パートナーシップ及び会社	第 1012 条～第 1273 条
	第 23 編 協会	(廃止)
第 4 卷 財産	第 1 編 総則	第 1298 条～第 1307 条
	第 2 編 所有権	第 1308 条～第 1366 条
	第 3 編 占有	第 1367 条～第 1386 条
	第 4 編 用益物権	第 1387 条～第 1401 条
	第 5 編 居住権	第 1402 条～第 1409 条
	第 6 編 地上権	第 1410 条～第 1416 条
	第 7 編 収穫権	第 1417 条～第 1428 条
	第 8 編 不動産における付帯義務	第 1429 条～第 1434 条
第 5 卷 親族	第 1 編 婚姻	第 1435 条～第 1535 条
	第 2 編 親子	第 1536 条～第 1598-37 条
	第 3 編 扶養費	第 1598-38 条～第 1598-41 条
第 6 卷 相続	第 1 編 総則	第 1599 条～第 1619 条
	第 2 編 相続における合法的な権利	第 1620 条～第 1645 条
	第 3 編 遺言	第 1646 条～第 1710 条
	第 4 編 遺産管理及び分割	第 1711 条～第 1752 条
	第 5 編 相続人の不存在	第 1753 条
	第 6 編 時効	第 1754 条～第 1755 条

「第 1 卷 総則」は、日本でいう民法総則に相当するものであり、人、物、法律行為、期間、時効等に関する規定が含まれている。法主体は「自然人」と「法人」に分けられ、法人は「社団」と「財団」に分けられている。

「第 2 卷 債権」は、日本でいう債権法（各種契約を除く）に相当するものであり、債権の目的、債務不履行、債権譲渡、詐害行為取消権、留置権、先取特権、債権の消滅、契

約の成立・効力・解除等に関する規定が含まれている。

「第3巻 各種契約」は、日本でいう契約各論、商法総則・商行為法、会社法及び手形・小切手法に相当するものであり、売買・賃貸借等の典型契約、抵当権、質、代理、手形、小切手、パートナーシップ、会社等に関する規定が含まれている。別途、「公開会社法」が1922年に制定された。民商法典の第3巻における会社に関する規定は、非公開会社に関するものである。

「第4巻 財産」は、日本でいう物権法（担保物権を除く）に相当するものであり、所有権、共有、占有、用益物権等についての規定が含まれている。法律行為による物権の得喪は、登記によらなければ効力を生じないが、法律行為によらない場合は、登記は対抗要件とされている¹²。

「第5巻 親族」は、日本でいう親族法に相当するものであり、婚姻、婚約、夫婦財産制、離婚、実親子、養親子、扶養等についての規定が含まれている。なお、タイでは、従来、婚姻後は夫の姓を名乗ることが義務付けられていた。しかし、2004年に憲法裁判所が、そのような義務を規定する条項は違憲であるとの判決を下した。そこで、2005年の法改正により、婚姻後は、①夫の姓を名乗る、②妻の姓を名乗る、③新たに作成した姓を名乗る、④夫と妻がそれぞれ自己の姓を名乗る、という4つの選択肢が認められるようになった。

「第6巻 相続」は、日本でいう相続法に相当するものであり、遺言相続、法定相続、遺産管理、遺産分割、相続人の不存在、時効等についての規定が含まれている。

2 不動産

民商法典によると、「不動産」とは、「土地及び土地の定着物又は土地と一体の物」をいう。建物は、土地と一体の不動産として取引の対象となるが、土地とは別個の不動産として取引することも可能である。

タイにおける土地登記制度は、トレンスシステム（Torrens system）を参考にした地券制度が採用されている。トレンスシステムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れない権利移転の連鎖を証明しなければならないところ、登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である¹³。建物に関しては、登記制度は存在しない。

外国の個人・法人は、土地法により、投資委員会（Board Of Investment, BOI）又は工業団地公社の許可を得ない限り、原則として、タイの土地所有権を取得することはできない。

3 会社

タイに投資しようとする外国企業は、タイに子会社たる現地法人を設立するか、外国企

¹² 西澤希久男著「タイ法」（『世界の法律情報』（2016年、文眞堂）所収）56頁。

¹³

<https://oxfordbusinessgroup.com/overview/paving-way-national-legal-system-ideal-foreign-investment>

業の支店を設置するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するタイ法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、現地情報収集及び連絡等の一定の限定された業務のみを行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

タイに子会社たる現地法人を設立する場合、タイの法令の規定に従う必要がある。前述したとおり、民商法典の第 3 巻における会社に関する規定は、非公開会社に関するものであるところ、別途、「公開会社法」が 1922 年に制定された。

非公開会社も公開会社も、株主は間接有限責任を負うのみである点は同じである。非公開会社は、定款で定めることにより、株式の譲渡制限を課することができるが、株式の第三者割当を行うことができない会社形態である。他方、公開会社は、原則として、株式の譲渡制限を課することが禁止されており、株式の第三者割当を行うことができる会社形態である。外国企業がタイに子会社を設立する場合は、非公開会社の形態を利用することが多いが、公開会社の形態を利用することもある。上場会社となるためには、公開会社である必要がある。

なお、外国投資家によるタイへの投資については、「外国人事業法」も適用されるので、留意が必要である。

IV 民事訴訟法

1 訴訟

タイの現行民事訴訟制度は、1934年に制定された「民事訴訟法典」等により形成されている。製造物責任訴訟及び消費者訴訟については、2008年の「消費者事件手続法」が適用され、消費者保護のために職権主義的な訴訟運営が行われる¹⁴。

タイの司法裁判所における通常民事訴訟については、三審制が採用されている。米国法におけるディスカバリーのような制度は存在しない。陪審制は採られておらず、職業裁判官による審理が行われる。タイの裁判所における審理等の手続は、タイ語で行われる。訴訟期日は、原則として、第 1 回期日、証拠調べ期日、判決期日の 3 回のみであり、日本の民事訴訟における「五月雨式審理」のようにはなっていない。

2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。タイは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、タイにおける仲裁判断を同条約の加盟国で執行することが認められる。

¹⁴ 西澤・前掲書 57 頁。

タイの主要な仲裁機関としては、「Thai Arbitration Institute」(TAI)¹⁵及び「Thailand Arbitration Center」(THAC)¹⁶等がある。従来は、1990年に設立されたTAIがよく利用されてきたが、最近では、2015年に設立されたTHACによる仲裁取扱件数の利用も増加傾向にある。

V 刑事法

タイにおける最初の「刑法典」(1908年制定)は、フランス、イタリア、インド及び日本の刑法の影響を受けたものであった。しかし、現行刑法典は、1956年に改正されたものである。

タイ刑法典の特色として、不敬罪(112条)が規定されていることが挙げられる。即ち、国王、王妃、王位継承者又は摂政に対して中傷、侮辱し又は敵意をあらわにした者は、3年以上15年以下の禁固に処されるものとされている。最高刑は禁固15年であるが、複数の不敬罪が成立した場合、それ以上の長期にわたる禁固刑が科されることがある。実際にも、政治的混乱に伴い、不敬罪がしばしば適用されてきた¹⁷。過去2年ほどは不敬罪の適用が差し控えられていたが、2020年から再び不敬罪が積極的に適用されるようになっている。

タイでは、従前から、贈収賄・汚職事件が蔓延している。2014年のクーデターにより発足したプラユット政権の下では、反汚職法の改正等により、汚職対策が強化されている。タイの汚職対策にかかる主な法律は、刑法及び反汚職法である。反汚職法の2015年改正により、外国公務員や国際機関職員に対する贈賄も、一定の要件の下で、贈賄罪が成立することとなった。

また、タイでは、死刑が存置されており、実際にも、死刑判決の宣告が多数行われている。

現行刑事訴訟法は、1934年に制定された「刑事訴訟法典」である。薬物事件については、2008年の「薬物事件手続法」が適用される。実際、タイでは、薬物事件が非常に多く、第一審事件の半分程度が、薬物事件で占められている¹⁸。

VI おわりに

以上、タイの法制度の概要を簡単に紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるタイにおける法制度の概要を知ることは、日本企業にとって極めて重要である。ところが、タイの法令等はタイ語で記述されているため、一般の日本人には理解が困難である面がある。しかし、タイの法制度に関して日本語又は英語で紹介・解説した文献も、少なからず存在

¹⁵ <https://tai-en.coj.go.th/th/page/item/index/id/1>

¹⁶ <https://thac.or.th/>

¹⁷ 西澤・前掲書 57頁。

¹⁸ 西澤・前掲書 57頁。

する。タイ法全般の日本語による概説書も刊行されているし、インターネット上にも、タイ法令の日本語訳や解説等が多数掲載されている¹⁹。

①タイは、急速な発展を続けるメコン経済の中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②重要な貿易・投資の相手国であるタイと日本の関係は、今後、さらに発展していくことが期待されていること等を考え合わせると、今後も、タイの法制度の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.2』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第10回 タイ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁹ 例えば、池田崇志著「タイにおける法的支援のニーズ調査【改訂版】」には、タイにおけるビジネス関連法令の概要及び実態等が記載されている。

<http://www.moj.go.jp/content/001279302.pdf>